

【2018 年 10 月 23 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第 153－2 号 ■

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△
今回の厚労省人事労務マガジンは記事が多いため、2 回に分けてお送りしています。

目次

【今号の内容】

- 10 月は「年次有給休暇取得促進期間」です
～ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて年次有給休暇の取得を促進～
- 「働き方・休み方改革シンポジウム」の参加者募集中！（参加無料）
- 「特別な休暇制度の導入活用セミナー」の参加者募集中！（参加無料）
- 「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」の参加者募集中！（参加無料）
～11 月 9 日に宮城、11 月 16 日に福岡で開催～
- 「労使関係セミナー」の参加者募集中！（参加無料）
～11 月 30 日に島根で開催～
- 「労働契約等解説セミナー2018」の参加者募集中！（参加無料）
～好評につき追加開催が決定！～
- 働き方改革関連法に関するリーフレットをご活用ください
～新たに 4 種類を追加、計 6 種類をホームページに掲載～

10 月は「年次有給休暇取得促進期間」です
～ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて年次有給休暇の取得を促進～

厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を推進するため、次年度の年次有給休暇の計画的付与制度（注）（以下「計画的付与制度」という。）について、労使で話し合いを始める前の 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」として、積極的な広報活動などを行い、計画的付与制度の導入促進に努めています。

（注）「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち 5 日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば計画的に年次有給休暇の取得日を割り振れる制度です。

労働基準法が改正されたことで、平成 31 年 4 月から年 10 日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年 5 日間は時季を指定して年次有給休暇を与えることが必要となりました。ただし、計画的付与制度などで、すでに労働者が取得した年次有給休暇の日数分は、時季指定する必要はありません。

計画的付与制度を導入することは、年次有給休暇の取得促進はもちろんのこと、労働基準法を遵守する観点からも重要となりますので、この制度改正を契機として、計画的付与制度を導入しましょう。

【詳細についてはこちら】

年次有給休暇取得促進特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/jikan/sokushin/index.html

「働き方・休み方改革シンポジウム」の参加者募集中！（参加無料）

厚生労働省では、「働き方・休み方改革シンポジウム」を、11 月から全国 5 都市で順次開催します。【事前申込制・参加無料】

今年 7 月、働き方改革関連法が公布され、改正された労働基準法（中小企業への時間外労働の上限規制及び中小企業における割増賃金率の見直しは除く。）、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法は、平成 31 年 4 月 1 日から施行されます。

このシンポジウムでは、学識経験者による基調講演、企業の取組事例の紹介、登壇者によるパネルディスカッションを通じて、働き方・休み方改革のポイントを紹介します。また、改正された労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法のポイントについても説明します。

企業の人事労務担当者や働き方・休み方改革にご関心をお持ちの方など、皆様のご参加をお待ちしています。

【開催日程】

- ・福岡 11 月 7 日（水） 天神クリスタルビル 大ホール
- ・仙台 11 月 14 日（水） TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口 ホール 7 A
- ・名古屋 12 月 5 日（水） ウィンクあいち 小ホール 1
- ・札幌 12 月 11 日（火） 札幌国際ビル 国際ホール
- ・広島 12 月 18 日（火） TKP ガーデンシティ PREMIUM 広島駅前 ホール 4 A

※各会場とも 13 : 30～16 : 30 の開催

【申込方法など詳細についてはこちら】

働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/>

※チラシ <https://www.mhlw.go.jp/content/000360515.pdf>

「特別な休暇制度の導入活用セミナー」の参加者募集中！（参加無料）

厚生労働省では、「特別な休暇制度の導入活用セミナー」を、11 月から全国 5 都市で順次開催します。【事前申込制・参加無料】

働く方のさまざまな事情に対応した企業独自の法定外の特別な休暇制度（病気休暇、裁判員休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、罹災休暇、犯罪被害者などの被害回復のための休暇など）の重要性が高まっています。このセミナーでは、病気休暇やボランティア休暇など、特別な休暇制度導入のヒントを皆さまに紹介します。

また、今年 7 月、働き方改革関連法が公布され、改正された労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法のポイントについても説明します。企業の人事労務担当者や特別休暇などにご関心をお持ちの方など、皆さまの参加をお待ちしています。

【開催日程】

- ・ 仙台 11 月 8 日（木） 仙台青葉カルチャーセンター 4 階 403 号室
- ・ 名古屋 11 月 29 日（木） 名古屋国際会議場 1 号館 4 階ホール
- ・ 広島 12 月 6 日（木） RCC 文化センター貸会議室 7 階 704 号室
- ・ 大阪 12 月 18 日（火） オーバルホール・毎日インテシオ 4 階大会議室
- ・ 福岡 1 月 17 日（木） リファレンス駅東ビル 2 階 Y-1

※各会場とも 14 : 00～16 : 30 の開催

【申込方法など詳細についてはこちら】

働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/>

※チラシ <https://www.mhlw.go.jp/content/000360517.pdf>

「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」の参加者募集中！（参加無料）
～11月9日に宮城、11月16日に福岡で開催～

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、人生100年時代の継続雇用・定年延長を考える「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」を、11月9日（金）に宮城で、また、11月16日（金）には福岡でそれぞれ開催します。【事前申込制・参加無料】

「人生100年時代構想会議」が今年6月に取りまとめた「人づくり革命基本構想」では、人生100年時代を見据え、65歳以上の継続雇用年齢の引上げに向けた環境整備を進めていくこととされ、高年齢者雇用のあり方が注目されています。

このシンポジウムでは、継続雇用・定年延長を主なテーマとし、学識経験者の講演、当機構の調査報告、企業事例発表、パネルディスカッションを通じて継続雇用・定年延長について皆さまとともに考えます。多くのご参加をお待ちしています。

【開催概要】

■宮城

- ・日時：11月9日（金）13:00～16:10
- ・会場：ポリテクセンター宮城 本館棟3F 多目的ホール
（宮城県多賀城市明月2-2-1）
※JR仙石線多賀城駅下車 徒歩15分、仙台港北ICより車で10分
- ・申込：当機構宮城支部のホームページからお申し込みください。
http://www.jeed.or.jp/location/shibu/miyagi/elderlyseminar_H30.html

■福岡

- ・日時：11月16日（金）13:00～16:30
- ・会場：天神スカイホール
（福岡県福岡市中央区天神1-4-1 西日本新聞会館16階）
※地下鉄空港線天神駅 徒歩約5分、地下鉄七隈線天神南駅 徒歩1分
- ・申込：当機構福岡支部のホームページからお申し込みください。
http://www.jeed.or.jp/location/shibu/fukuoka/elderlyseminar_H30.html

「労使関係セミナー」の参加者募集中！（参加無料）

～11月30日に島根で開催～

中央労働委員会では、企業の人事労務担当者や労働組合の役職員などを対象に、「労使関係セミナー」を開催しています。現在、11月30日（金）に島根で開催するセミナーの受講者を募集中です。【事前申込制・参加無料】

このセミナーは、労働紛争に関する制度と、紛争の解決をサポートする機関である「労働委員会」について、労使関係者の認識を深めることを目的としています。

プログラムは、第1部に基調講演、第2部ではパネルディスカッションを行います。多くの皆さまのご参加をお待ちしています。なお、労使関係セミナーは、今後も全国各地で順次開催していきます。

【11月の開催日程】

11月30日（金） 中国地区（島根県松江市）

【申込方法など詳細はこちら】

参加ご希望の方は、中央労働委員会のホームページに掲載の「開催案内・受講申込書」に必要事項を記入の上 FAX でお申し込み下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html>

【お問い合わせ】

中国地区（島根）：中央労働委員会事務局 調整第一課 田村

電話 03（5403）2124

「労働契約等解説セミナー2018」の参加者募集中！（参加無料）

～好評につき追加開催が決定！～

労働者や事業主、人事労務担当者などを対象に、今年の8月から全国で開催してきた「労働契約等解説セミナー2018」ですが、大変ご好評いただいたため、追加開催が決定しました。現在、参加者を募集しています。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、「労働契約法をはじめとした労働関係法令上の基礎」、「無

期転換ルール」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に関する基本的な事項を分かりやすく解説します。セミナー終了後には、労働時間や労働契約、無期転換ルールに関する個別相談会を開催します。

セミナーは、どなたでも参加できるので、ご関心をお持ちの方は、ぜひお申し込みください。

■開催地域・回数、定員

開催地域：全国（開催地は、ホームページをご覧ください）

開催回数：141回（既存開催数）＋78回程度（追加開催数）

定員：60人～300人程度（各回先着順）

※その他、中小・小規模企業向け、労働者向けのセミナーへの講師派遣も受け付けています！（詳しい内容は、下記ホームページからご確認ください。）

【お申込みなど詳細はこちら】

（株）東京リーガルマインド

<http://partner.lec-jp.com/ti/working-time/>

【お問い合わせ先】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー」事務局

株式会社 東京リーガルマインド（委託先）

電話：03（5913）6085 ※受付時間 9：00～18：00（月～金）

働き方改革関連法に関するリーフレットをご活用ください
～新たに4種類を追加、計6種類をホームページに掲載～

厚生労働省では、働き方改革関連法に関して、新たに「36協定」と「年次有給休暇の時季指定」のリーフレット（4種類）をホームページに掲載しました。皆さま、ぜひご活用ください。

【リーフレットの種類】

■働き方改革

- ・リーフレット『「働き方」が変わります！！』
- ・リーフレット「働き方改革～一億総活躍社会の実現に向けて」

■36協定

・ 36 協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針について

・ 36 協定届の記載例（一般条項）

・ 36 協定届の記載例（特別条項）

■ 年次有給休暇の時季指定

・ 年次有給休暇の時季指定義務について

【各リーフレットはこちら】

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php

★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚生労働省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。